

のつゞき。而して罷雇者共の廿五日より二十八日の
 終休博覧会開催委員（以下）の議案に罷雇者共の廿
 三日より、一休會館の議案に於て廿五日三十一日開催三日の開催
 金發給を議案し、一休の同計の補給をもち、二休の開催も又
 一休の開催（一）の開催の議案を、且つ本市内各工場の議
 案日て議案の開催も、一休の開催の議案に及ぼす開催工
 働業関係ら共の開催の議案に於て廿五日三十日三十一日と
 開催の議案に及ぼす開催の議案に及ぼす開催の議案に及ぼす
 開催の議案に及ぼす開催の議案に及ぼす開催の議案に及ぼす

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

賃金の支拂をなしたるに對し、罷業側では越へて八月二
 日解雇手當を要求したるも之亦拒絶され、引續きアシピラ
 撤布等の戦術に出でたるも一般の同情を得ること能はず、
 罷業職工の生活に窮すると共に争議資金難に陥り八月五日
 より團員の行商隊を組織し行商を開始せり。

十四、解決状況

かくて勞資双方其態度強硬にして漸次尖鋭化して行つたの
 で、事態を憂慮した所轄門司警察署では八月五日より双方
 の意見を徴し解決方針旋に努め翌六日左の條件にて解決せ
 り。

解決事項

- 1、欺願書の撤回
- 2、解雇者九名全部復職